

公益社団法人 福井市スポーツ協会定款

第1章 総 則

(名称)

第1条 本協会は、公益社団法人福井市スポーツ協会と称する。

(事務所)

第2条 本協会は、主たる事務所を福井県福井市に置く。

(目的)

第3条 本協会は、広く一般市民を対象として、スポーツの振興、健康づくり、競技力の向上及びスポーツを普及・発展させる事業を行い、スポーツを通じて健全な精神の涵養を図り、明るく健康的な社会の形成に寄与することを目的とする。

(事業)

第4条 本協会は、第3条の目的を達成するために次の事業を行う。

- (1) スポーツ関係団体の育成と相互の連絡、調整に関する事
- (2) 各種スポーツ大会等の企画及び運営に関する事
- (3) 各種スポーツ教室・講習会等の企画及び運営に関する事
- (4) 各種スポーツ指導者等の育成、登録及び派遣に関する事
- (5) 市民へのスポーツ情報の収集及び提供に関する事
- (6) 各種スポーツ優秀者及びスポーツ功労者の表彰に関する事
- (7) スポーツに関し、福井市及びスポーツ機関との連携及びその施策への協力に関する事
- (8) スポーツ施設の管理運営の受託に関する事
- (9) その他、本協会の目的達成に必要な事項に関する事

第2章 会 員

(種別)

第5条 本協会の会員は、次の2種とし、正会員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律上の社員とする。

正 会 員 本協会の目的に賛同して入会した個人または団体

賛助会員 本協会の目的を賛助するため入会した個人または団体

(入会)

第6条 本協会の正会員になろうとする者は、理事会において別に定めるところにより、入会申込書を会長に提出し、理事会の承認を得なければならない。

- 2 前項により理事会の承認があったときに、正会員となる。

(会費)

第7条 正会員は、本協会の目的達成のため必要な経費として総会において別に定める会費を支払う義務を負う。

- 2 賛助会員は、本協会の目的達成のため必要な経費として総会において別に定める賛助

会費を納めるものとする。

(会員の資格喪失)

第8条 会員が次の各号のいずれかに該当する場合には、その資格を喪失する。

- (1) 退会したとき
- (2) 成年被後見人又は被保佐人になったとき
- (3) 死亡、若しくは失踪宣告を受け、又は会員である団体が解散したとき
- (4) 会費を2年以上滞納したとき
- (5) 除名されたとき
- (6) 総正会員の同意があったとき

(退会)

第9条 正会員は、書面によりその旨を会長に届けたうえ任意に退会することができる。

(除名)

第10条 会員が次の各号のいずれかに該当する場合には、総正会員の3分の2以上の議決により、これを除名することができる。この場合、その会員に対し、総会の1週間前までにその旨を通知し総会において弁明の機会を与えなければならない。

- (1) 本協会の定款又は規則に違反したとき
- (2) 本協会の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき
- (3) その他除名すべき正当な理由があるとき

(会員の資格喪失に伴う権利義務)

第11条 会員が第8条の規定により資格を喪失したときは、本協会に対する権利を失い義務を免れる。ただし、未履行の義務は、これを免れることはできない。

- 2 本協会は、会員がその資格を喪失しても、会費及びその他の拠出金は、これを返還しない。

第3章 役員

(種別及び定数)

第12条 本協会に、次の役員を置く。

- (1) 理事 15名以上 30名以内
- (2) 監事 2名以内
- 2 理事のうち、1名を会長とし、若干名を副会長、1名を常務理事とすることができる。
- 3 前項の会長をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律上の代表理事とし、常務理事をもって同法上の業務執行理事とする。

(選任等)

第13条 理事及び監事は、総会の決議によって選任する。

- 2 会長、副会長及び常務理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。
- 3 理事及び監事は、相互に兼ねることができない。

(理事の職務及び権限)

第14条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款の定めるところにより、本協会の職務を執行する。

- 2 会長は、本協会を代表し、その業務を執行する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき、又は会長が欠けたときは、会長があらかじめ指名した順序によって、その職務を遂行する。
- 4 常務理事は、事務局を統括するとともに、会長及び副会長を補佐し、この法人の業務を分担執行する。
- 5 会長及び常務理事は、毎事業年度に4箇月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務及び権限)

- 第15条** 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。
- 2 監事は、いつでも、理事及び事務局に対して事業の報告を求め、本協会の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

(役員構成に関する制限)

- 第16条** 理事は、同一の親族（3親等以内の親族及びこの者と特別の関係にある者を含む）、特定の企業の関係者（役員、使用人、大株主等）、及び所管する官庁の出身者、他の同一の団体（公益法人を除く）の理事又は使用人である者その他これに準ずる相互に密接な関係にある者である理事の合計数が理事総数の3分の1を超えてはならない。
- 2 監事は、相互にその親族その他特別の関係にある者であってはならない。

(任期)

- 第17条** 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時総会の終結の時までとする。ただし再任を妨げない。
- 2 監事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時総会の終結の時までとする。ただし再任を妨げない。
 - 3 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。
 - 4 理事又は監事は、第12条に定める定数に足りなくなるときは、辞任又は任期満了後においても、新たに選任された者が就任するまでは、理事又は監事としての権利義務を有する。

(解任)

- 第18条** 理事及び監事は、総会の議決に基づき解任することができる。ただし、監事を解任する場合は、総正会員の議決権の3分の2以上の議決に基づいて行わなければならない。

(報酬等)

- 第19条** 役員は無報酬とする。ただし、常勤の役員には報酬を支給することができる。その額については、別に定める役員等の報酬規定による。
- 2 役員には、その職務を行うために要する費用の支払いをすることができる。

第4章 総 会

(種類)

- 第20条** 本協会の総会は、定時総会及び臨時総会の2種とする。

(構成)

第21条 総会は、正会員をもって構成する。

- 2 前項の総会をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律上の社員総会とする。
- 3 総会における議決権は、正会員1名につき1個とする。

(権限)

第22条 総会は、次の事項について議決する。

- (1) 会員の除名
- (2) 理事及び監事の選任又は解任
- (3) 各事業年度の事業報告及び決算報告、並びにこれらの附属明細書の承認
- (4) 定款の変更
- (5) 解散及び残余財産の処分
- (6) 理事会において総会に付議した事項
- (7) 長期借入金の決定
- (8) 前各号に定めるもののほか、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律に規定する事項及びこの定款に定める事項

(開催)

第23条 定時総会は、毎年1回、毎事業年度の終了後3ヶ月以内に開催し、臨時総会は、必要に応じて開催する。

- 2 臨時総会は、次の各号のいずれかに該当する場合に開催する。
 - (1) 理事会が必要と認めたとき
 - (2) 議決権の10分の1以上を有する正会員から、会議の目的である事項及び招集の理由を記載した書面により会長に請求があったとき

(招集)

第24条 総会は、理事会の議決に基づき会長が招集する。ただし、すべての会員の同意がある場合には、その招集手続きを省略することができる。

- 2 会長は、第23条第2項第2号の規定による請求があったときは、その日から6週間以内に臨時総会を招集しなければならない。
- 3 総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的である事項を記載した書面をもって、開催日の2週間前までに通知しなければならない。

(議長)

第25条 総会の議長は、会長がこれに当たる。会長に事故あるときは、その総会において議長を選出する。

(定足数)

第26条 総会は、正会員の過半数の出席がなければ開催することができない。

(議決)

第27条 総会の議決は、出席した当該会員の議決権の過半数をもって決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

- 2 前項の場合において、議長は正会員として議決に加わることができない。

3 前2項の規定にかかわらず、次の決議は総正会員の議決権の3分の2以上にあたる多数をもって行う。

- (1) 会員の除名
- (2) 監事の解任
- (3) 定款の変更
- (4) 解散及び残余財産の処分
- (5) 長期借入金
- (6) その他法令で定められた事項

(書面及び代理による議決権の行使)

第28条 総会に出席できない正会員は、「議決権行使書」をもって議決権を行使することができる。

- 2 正会員は、委任状その他代理権を証明する書面を会長に提出して他の正会員を代理人として議決権を行使することができる。
- 3 前2項の場合における第26条の規定の適用については、その正会員は出席したものとみなす。

(議事録)

第29条 総会の議事については、法令で定めるところにより、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
 - (2) 正会員の現在員数及び出席者数（団体正会員にあってはその団体の名称及びその出席者の氏名、書面による議決者及び代理による議決者の場合にあっては、その旨を付記すること）
 - (3) 出席した理事、監事の氏名又は名称
 - (4) 審議事項及び議決事項
 - (5) 議事の経過の概要及びその結果
 - (6) 議事録署名人の選任に関する事項
- 2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2名以上が署名又は記名押印し、主たる事務所に10年間備え置かなければならない。

第5章 理 事 会

(構成)

第30条 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権限)

第31条 理事会は、この定款に別に定めるもののほか、次の職務を行う。

- (1) 総会の日時及び場所並びに議事に付すべき事項の決定
- (2) 規則の制定、変更及び廃止に関する事項
- (3) 前各号に定めるもののほか、この法人の業務執行の決定
- (4) 理事の職務の執行の監督
- (5) 会長、副会長、常務理事の選定及び解職
- (6) その他、法令又はこの定款で定められた事項及び、総会の議決を要しない会務の執行に関する事項の審議

(種類及び開催)

第32条 理事会は、通常理事会及び臨時理事会の2種とする。

- 2 通常理事会は、毎事業年度2回開催する。
- 3 臨時理事会は、次の各号のいずれかに該当する場合に開催する。
 - (1) 会長が必要と認めたとき
 - (2) 会長以外の理事から、会議の目的である事項を記載した書面をもって会長に招集の請求があったとき
 - (3) 前号の請求があった日から5日以内に、その請求のあった日から2週間以内の日を理事会の日とする理事会の招集の通知が発せられない場合に、その請求をした理事が招集したとき
 - (4) 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第101条2項又は3項に基づき、監事から会長に召集の請求があったとき、又は監事が招集したとき

(招集)

第33条 理事会は、会長が招集する。ただし、前条第3項第3号により理事が招集する場合及び前条第3項第4号後段により監事が招集する場合を除く。

- 2 会長は、前条第3項第2号又は第4号前段に該当する場合は、その請求があった日から2週間以内の日を理事会とする臨時理事会を招集しなければならない。
- 3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって、開催日の1週間前までに各理事及び各監事に対して通知しなければならない。
- 4 前項の規定にかかわらず、理事及び監事の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ることなく理事会を開催することができる。

(議長)

第34条 理事会の議長は、会長がこれにあたる。ただし、会長に事故あるとき又は会長が欠けたときは、その理事会において、出席した理事の互選により、理事会の議長を選出する。

(定足数)

第35条 理事会は、理事の過半数の出席がなければ開催することができない。

(議決)

第36条 理事会の議決は、議決について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

- 2 前項の規定にかかわらず、理事が理事会の決議の目的である事項について提案をした場合において、その提案について、議決に加わることができる理事の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の理事会の議決があったものとみなす。ただし、監事がその提案について異議を述べたときを除く。

(議事録)

第36条2 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

- 2 出席した会長及び監事は、前項の議事録に署名又は記名押印し、その議事録は主たる事務所に10年間備え置かなければならない。

第6章 専門委員会

(専門委員会)

第37条 本協会には、理事会の議決を経て、事業遂行のため各種の専門委員会を設けることができる。

- 2 各種専門委員会に関する規程は、理事会の議決を経て別に定める。
- 3 各専門委員会で審議された事項は、理事会に報告し、その承認を得なければならない。
- 4 各専門委員会には、委員長を置き会長が委嘱する。

第7章 財産及び会計

(事業年度)

第38条 本協会の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(資産の構成)

第39条 本協会の財産は次のとおりとする。

- (1) 設立当初の財産目録に記載された財産
- (2) 会費
- (3) 補助金
- (4) 財産から生じる収入
- (5) 事業に伴う収入
- (6) 寄附金品
- (7) その他の収入

(財産の管理)

第40条 本協会の財産は、本協会の目的を遂行するために善良な管理者の注意をもって会長が管理し、その方法は、理事会の議決により定める。

(事業計画及び収支予算)

第41条 事業計画及び収支予算については、毎事業年度開始の日の前日までに、会長が次の書類を作成し、理事会の承認を受けなければならない。

- (1) 事業計画書
 - (2) 収支予算書
 - (3) 資金調達及び設備投資の見込みを記載した書類
- 2 前項の書類は、主たる事務所に当該事業年度が終了するまで備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(事業報告及び決算)

第42条 事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、会長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告
- (2) 事業報告の附属明細書
- (3) 貸借対照表
- (4) 正味財産増減計算書（損益計算書）
- (5) 貸借対照表及び正味財産増減計算書の附属明細書
- (6) 財産目録

- 2 前項の承認を受けた書類のうち、第1号、第3号、第4号及び第6号の書類については、定時総会に提出し、第1号の書類についてはその内容を報告し、その他の書類については、承認を受けなければならない。
- 3 第1項の書類のほか、次の書類を主たる事務所に5年間据え置き、一般の閲覧に供するとともに、定款、会員名簿を主たる事務所に据え置き、一般の閲覧に供するものとする。
 - (1) 監査報告
 - (2) 理事及び監事の名簿
 - (3) 運営組織及び事業活動状況の概要並びにこれらに関する数値のうち重要なものを記載した書類

(長期借入金)

第43条 本協会が資金の借入れをしようとするときは、その会計年度の収入をもって償還する短期借入金を除き、総会において正会員の半数以上が出席し、総正会員の3分の2以上の議決を得なければならない。

(剰余金分配の制限)

第44条 この法人は、会員その他の者に対し剰余金の分配をすることができない。

第8章 定款の変更並びに解散

(定款の変更)

第45条 この定款は、総会において総正会員の3分の2以上の議決により変更することができる。

(解散)

第46条 本協会は、総会において正会員数の3分の2以上の議決によるほか、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第148条に規定する事由により解散する。

(公益認定の取消し等に伴う贈与)

第46条 2 この法人が公益認定の取消しの処分を受けた場合又は合併により法人が消滅する場合（その権利義務を承継する法人が公益法人であるときを除く。）には、総会の決議を経て、公益目的取得財産残額に相当する額の財産を、当該公益認定の取消しの日又は当該合併の日から1箇月以内に、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

(残余財産の帰属)

第47条 本協会の解散の時に有する残余財産は、総会において総正会員数の3分の2以上の議決を経て、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

第9章 公告の方法

(公告の方法)

第48条 本協会の公告方法は、電子公告とする。

- 2 やむを得ない事由により、電子公告によることができない場合は、官報に掲載する方法による。

第10章 事務局

(設置等)

第49条 本協会に事務局を設置する。

- 2 事務局は、本協会の事務を処理する。
- 3 事務局は、福井市スポーツ少年団及び福井市レクリエーション協会の会務を処理する。
- 4 事務局は、福井市スポーツ推進委員協議会の事務を受託し、会務を処理する。
- 5 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、理事会の議決を経て会長が別に定める。

第11章 顧問・相談役及び参与

(顧問・相談役及び参与)

第50条 本協会に、顧問、相談役及び参与を置くことができる。

- 2 顧問・相談役及び参与に関する事項は、総会の議決を経て会長が別に定める。

第12章 補 則

(委任)

第51条 この定款に定めるもののほか、本協会の運営に必要な事項は理事会の議決を経て会長が別に定める。

附 則

- 1 この定款は、この法人の成立の日から施行する。
- 2 本協会の設立当初の事業年度は、第38条の規定にかかわらず、本協会の設立の日から平成23年3月31日までとする。

附 則

この定款は、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第4条に定める公益法人の登記の日から施行する。(平成30年4月20日定時総会決議)

附 則

この定款は、平成31年4月23日から施行する(平成31年4月23日定時総会決議)

附 則

この定款は、令和3年6月16日から施行する(令和3年6月16日定時総会決議)

附 則

この定款は、令和6年5月23日から施行する(令和6年5月23日定時総会決議)